

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱第7条第4項の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和4年度第1回高松市子ども・子育て支援会議 貧困対策部会
開催日時	令和4年10月31日(月) 13時30分～14時45分
開催場所	高松市防災合同庁舎3階301会議室及びオンライン
議 題	(1) 「高松市子どもの貧困対策推進計画（平成30年度～令和6年度）」の推進状況調査結果について (2) 「高松市子どもの貧困対策推進計画」の数値目標再設定について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	—
出席委員	加野部会長、市原職務代理、有岡委員、折目委員、 香川委員、橘川委員、中條委員、中橋委員、三木委員、 溝渕委員、宮武委員、村上委員 計12人
傍 聴 者	0人 (定員 10人)
担当課及び連絡先	子育て支援課子育て企画係 839-2354

審議経過及び審議結果

会議を開会し、下記の結果となった。

上記議題について事務局から説明し、委員から次のとおり意見があった。

【主な質疑・意見等】

議題（1）について

（委員）

スクールソーシャルワーカーの配置事業がC評価、達成度 50%以上 80%未満となっているが、達成できなかった理由を教えてください。

先日の四国新聞によると、県内のいじめが最多であり、3,538件のいじめがあった。支援の必要な子どもたちが増えており、スクールソーシャルワーカーは非常に肝な事業であると思う。

（事務局）

スクールソーシャルワーカーについて、平成28年に12人のワーカーを配置していたが、そのあと13人のままなかなか増えず苦しい状況であった。令和4年度は、現在15名が市内で活躍している。専門性が高い職種のため人材確保の面や、多くの案件があるため苦勞しているが、ぜひ充実させていきたい。

（委員）

具体的に人材確保のために今どのような動きをされているのか。

また、スクールソーシャルワーカー1人が複数校を見ていると思うが、令和4年

審議経過及び審議結果

度末の数値目標 21 人という根拠についても教えていただきたい。

(事務局)

人材確保について、大学や広報で募集している。それに併せて、ワーカー自身のネットワークも活用していきたい。

また、令和 4 年度末の数値目標 21 人の根拠について、現在、市内中学校が 22 校ある。可能であれば、どの中学校にも配置したいというところでの 20 名余りとなっている。

(委員)

恐らく家庭の課題を抱える子どもが低年齢化しており、中学校より早い段階で手立てがあればいいと思う。スクールソーシャルワーカーは小学校も兼任しているが、21 名を超えて手厚くしてもいいのではないか。

また、社会福祉士やスクールソーシャルワーカーについて、人材不足と人を育てていくのが間に合わないなどの理由があると思うが、より働きたくなる仕事になり、もう少し増やすことはできないかと思った。

(会長)

この事業は、人を確保できれば自動的に 21 人まで拡充できるような仕組みか。あるいは予算がないと進まないものなのか。

(事務局)

人材も予算も確保する必要がある。

(委員)

スクールソーシャルワーカーは、現在、中学校区に配置されており、校区内の小学校にも行っている。小学校で課題を抱える状況の子どもが中学校に入ってくるといいう情報も得ることができ、初期対応についてもスムーズに行える。できれば各中学校に 1 名ずつ配置をお願いしたい。

(委員)

小学校には、スクールソーシャルワーカーは今のところ未配置であるが、必要に応じて中学校から派遣している。やはり常駐しているのが一番だと思うが、今のような形でもやれないことはないと思っている。

不登校傾向の子どもと中学校を繋いだり、その子どもへの支援など、大変重要な役割を果たしている。ぜひ拡充していただければありがたい。

(委員)

資料 3 の新規・拡充事業について、どのような現状を踏まえて事業に取り組むことにしたのかを教えてください。

(事務局)

「養育費確保支援事業」について、離婚後、子どもと離れて暮らすことになった親も、子どもを育て教育するための費用として養育費を支払う義務を負うことになる。しかし、実際は父母の離婚後、別居している親からの養育費を受け取られていない子どもがいるというのが現状にあり、これはひとり親家庭の貧困の要因の一つという意見がある。

このことから養育費の確保に向けて、具体的に支援策の実施に取り組んでいくべきと判断し、本事業を始めた。

審議経過及び審議結果

(事務局)

「産後ケア事業（拡充）」について、退院直後の母子に対して、精神のケアや育児のサポートなどきめ細かい支援を実施するために行っているものであり、国の補助事業の拡充や、育児放棄や児童虐待予防に繋がるよう、利用対象期間を延長することにより、現在宿泊型と通所型の二つの方法により支援を行っている。

(会長)

これらの事業について、制度がうまく機能しているのかなど中間報告があればお願いしたい。

(事務局)

「産後ケア事業」について、令和2年度において、宿泊型は46件、通所型では34件であり、令和3年度は、宿泊型は52件、通所型は57件である。令和4年度においては、昨年度並みかそれ以上の経過で進んでいる。

(事務局)

「養育費確保支援事業」について、「公正証書等の作成費用の補助」については、事業開始から実質3か月間であるが、現在のところ7件申請があり、好調な申請状況である。予算の関係はあるが、令和5年度以降も引き続き取り組んでいきたい。

(委員)

高松市社会福祉協議会について、困窮対策関係のうち、自立相談支援や学習支援を行っている。困窮の相談については、このコロナ禍で、ここ2年間は月300～400件であったところが、800件ほどに増えている。

また、自立相談支援センターでは、コロナ禍で特例貸付として、1世帯あたり20～200万円までの貸付制度があり、2年半で約8,500件、28億7千万円を貸付けている。来年1月から償還が始まり、約10年にわたって続いていく。現在の物価高を含めて、子どもの貧困対策推進計画の数値目標等について、今一度考えていただけたらと思う。

(事務局)

計画の数値目標ということで、このあと議題(2)の中で御説明させていただきたい。

(委員)

「養育費確保支援事業」の中の、「保証会社と保証契約を締結する」という内容について、今までに成立した件数はいくらあるのか。

(事務局)

「養育費確保支援事業」のうち、補償契約の補助については現時点で申請はなし。

(委員)

子ども女性相談センターについて、母子家庭で経済的に困窮しており、仕事も小さい子連れのためすぐにできないという方が、何とか生活ができるように支援している。高松市にも母子生活支援施設があるが、ますます需要が増えていくのではないかと。

また、児童福祉法の改正により、子どもの最善の利益のために色々な施策をやるという大きい目標がある。お金がなく、仕事ができずに困っている方の最も身近

審議経過及び審議結果

な相談先として、市の方で色々なメニューを作ってほしい。

(委員)

香川県児童福祉施設連合会について、県内の乳児院や児童養護施設など 19 団体で組織されている団体である。

「学習支援事業」について、令和 4 年度末は 5 ヶ所の目標で、令和 3 年度実績が 4 ヶ所・達成度 B ということだが、生活保護世帯の高校進学率等、見えるような成果が上がっているのかなどお尋ねしたい。

(事務局)

「学習支援事業」の実績について、令和 2 年度は中学 3 年生の登録している方 34 名のうち 29 名が高校進学し、令和 3 年度は中学 3 年生 40 名のうち 37 名が高校進学に至っている。どちらも高い進学率で、貧困の連鎖を断ち切るという観点から見るとかなり成果が上がっていると考えている。

今後においても、予算や人・場所の確保、地域のご理解なども必要なため、社会福祉協議会の方と協議を進めながら、徐々にではあるが場所を増やしていきたい。

議題 (2) について

(委員)

今年、児童福祉法の改正では特に貧困を大きく取り上げられているが、令和 6 年度に努力義務とされている「子ども家庭センター」について、高松市はどのように考えているか。事前の意見を回答し、この後の会議「第 1 回高松市子ども・子育て支援会議」の追加資料とされているが、貧困対策部会において取り上げていただきたい。

また、実務経験のある保育士が研修を 100 時間受ければソーシャルワーカーの資格を取得できるとある。ソーシャルワーカーは一般の方を対象にしており、0～5 歳の低年齢層は不慣れな部分もあると思うので、普段から小さい子どもと関わりのある保育士は適任であると思う。

(事務局)

現在、本市においては、子どもの安全を確保するために「子ども家庭総合支援拠点」をこども女性相談課内に設置している。また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を各保健センター・保健ステーション内に設置しており、日頃から、定期的に情報交換を行うなど、密な連携をしている。この度の法改正に伴う、こども家庭センターの設置については、他自治体の動向も参考にしながら検討してまいりたい。

また、保育士の配置については、「子ども家庭総合支援拠点」に配置すべき「子ども家庭支援員」の資格の一つとして保育士がおり、現在、こども女性相談課に保育士 2 名が、家庭その他からの相談に応じて、調査、支援及び指導等に従事している。

(委員)

虐待、貧困問題で子ども女性相談センターへ相談したが、なかなか連携が進まないのので、保育士や専門家が入っていただいたらもっとスムーズに行くのではないかと感じた。小学校ではスクールカウンセラーがいるが、より小さい子どもを対象に手厚くお願いしたい。

審議経過及び審議結果

(委員)

「産後ケア事業」について、実際にどのように必要な方にアプローチをされているのか。

(事務局)

「産後ケア事業」について、必要な方に随時相談をしており、出産後、身体機能の回復や育児等に不安を持つ産婦のお母さんの声から、宿泊型のショートステイや通所型のデイケアなど必要な方に紹介して行っている。また、子育てでの悩みや不安、貧困等については、保健師等が判断し、支援の必要な方に絞り案内している。このことにより、育児放棄や児童虐待の予防につなげていければと思う。

(委員)

病院に来る患者さんについて、普段は貧困問題で困っているという状況が見えなくても、子どもが病気になり入院するとなった時に、母親が仕事を休めないなど、ぎりぎりのところで頑張っている方も増えていると感じる。今後も引き続き、子どもの貧困対策の事業を進めていただきたい。

その他、委員からの質疑・意見等はなく、以上をもって、本日の会議を終了することとした。

以上